

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3203029号
(U3203029)

(45) 発行日 平成28年3月3日(2016.3.3)

(24) 登録日 平成28年2月10日(2016.2.10)

(51) Int.Cl.		F 1			
AO 1 M	29/30	(2011.01)	AO 1 M	29/30	
AO 1 G	13/10	(2006.01)	AO 1 G	13/10	Z
AO 1 G	13/02	(2006.01)	AO 1 G	13/02	M

評価書の請求 有 請求項の数 1 O L (全 5 頁)

(21) 出願番号 実願2015-6527 (U2015-6527)
 (22) 出願日 平成27年12月24日 (2015.12.24)

(73) 実用新案権者 596058720
 東工コーセン株式会社
 東京都千代田区四番町4番2
 (74) 代理人 100068124
 弁理士 大野 克躬
 (72) 考案者 井上 敬浩
 大阪市中央区安土町2-3-13 東工コ
 ーセン株式会社 大阪事務所内

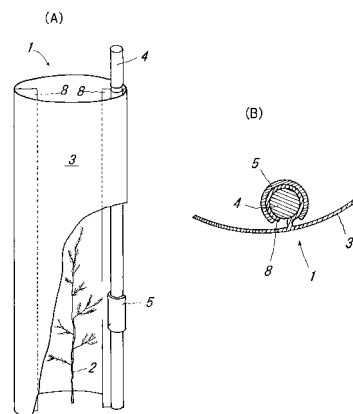
(54) 【考案の名称】 幼令木保護ネット

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 幼令木をカバーし、幼令木への害獣を防ぐ際に、幼木を保護しているネット及び、該ネットをネット支持部材に固定する支持固定部材を幼令木保護ネット外の害獣に触れられないようにする幼令木保護ネットをを提供する。

【解決手段】 経糸に緯糸を打ち込んでなる織生地を両側縁の耳部 8 生地を一重織生地とし、前記両側縁の耳部 8 生地間の生地を 2 枚重ねとした筒状の二重織生地とし、前記 2 枚重ねの筒状織生地を、表裏反転してなる 2 枚重ね生地の間部に、前記耳部 8 を突出させ、筒状織地内に挿し立てた支柱 4 と前記筒状織地の耳部 8 とを固定部材 5 で一体に固定した。

【選択図】 図 3



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

経糸に緯糸を打ち込んでなる織生地 of 両側縁の耳部生地を一重織生地とし、前記両側縁の耳部生地間の生地を 2 枚重ねとした筒状の二重織生地とし、前記 2 枚重ねの筒状織生地を、表裏反転してなる 2 枚重ね生地の間部に、前記耳部を突出させ、筒状織地内に挿し立てた支柱と前記筒状織地の耳部とを固定部材で一体に固定したことを特徴とする幼令木保護ネット。

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本考案は、植樹した幼令木が小動物の餌として食害を受けるのを防止するため、幼令木を囲って、その周囲に配する幼令木保護ネットに係る。

【背景技術】

【0002】

林業に於いて新たに植林をする場合、一般に幼令木を現場に植え、その生長を促進させることで林地化しているが、幼令木はややもすれば害獣の餌として食されることが多い。

そこで、上記食害を防ぐために、幼令木の周囲を筒状のネットで被って、その周囲に立った支柱によりネットを保持した保護具が作られている（特許文献 1）が、支柱自身がネット体の外に立てられ、且つ、支柱とネットを固定する留め具もネット体の外面に設けられているために害獣等に襲われた際には、先ず筒状ネット体外部に位置して設けられた留め具、或は、支柱等がネットの保護を受けることなく破られてしまうと云う事が見られた。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献 1】特開 2014 - 161302 号公報

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

【0004】

本考案は、上記の点に鑑みて、幼令木保護ネットを使用し、それにより幼令木をカバーし、幼令木への害獣を防ぐ際に、幼令木保護ネットを支持する幼令木保護ネット支持支柱と前記幼令木ネットとの固定手段を、ネットの内部の空間に位置させることにより、幼木を保護しているネット及び、該ネットをネット支持部材に固定する支持固定部材を幼令木保護ネット外の害獣に触れられないように配する。

【0005】

幼令木保護ネットの支柱は、筒状をなした幼令木保護ネットの内部に位置するように林地に挿し立てられ、かつ、幼令木保護ネットと前記支柱との固定も幼令木保護ネットの内部でフランジを介してなるように前期固定部材は全て幼令木保護ネット内に設置されている。これにより、ネット内に存在する係止固定具に害獣は接することを阻止され、幼令木を傷められるのを防ぎ幼令木を保護することを可能としたのが、本考案幼令木保護ネットである。

【課題を解決するための手段】

【0006】

請求項 1 記載の考案は、経糸に緯糸を打ち込んでなる織生地 of 両側縁の耳部生地を一重織生地とし、前記両側縁の耳部生地間の生地を 2 枚重ねとした筒状の二重織生地とし、前記 2 枚重ねの筒状織生地を、表裏反転してなる 2 枚重ね生地の間部に、前記耳部を突出させ、筒状織地内に挿し立てた支柱と前記筒状織地の耳部とを固定部材で一体に固定した。

【考案の効果】

【0007】

本考案、幼令木保護ネットは、筒状をなしたネットを幼令木に被せ、筒状をなしたネッ

10

20

30

40

50

ト体内部に挿し立てた支持支柱でネット体内部よりネットを固定支持しており、かつ、支持支柱に対するネットの固定は筒状体ネット内面中心軸に向け経緯糸で所定長さ製織されてなるフランジを支持支柱に巻き付け、それを更にクリップ等の挟持部材で挟んで固定している。従って、本考案においてネットとネットの支持部材との固定組み合わせは総て筒状体ネットの内部において行われるので、鳥や獣などによる前記ネットとその支持部材との固定手段の破損は阻止することが出来る。

【図面の簡単な説明】

【0008】

【図1】(A)は筒状に織り上げたネット正面側中間の一部ネットを切除した状態を示す正面図、(B)は同平面図。

【図2】(A)は筒状に織り上げた筒状ネットを表裏反転し、ネット地を裏返しした状態を示した側面図、(B)は同平面図。

【図3】(A)は筒状に織り上げたネットを表裏反転し、支柱と共に組み立て支持した状態を示しネットの内部を明らかにすべくネットを一部切除した状態の斜視図である。(B)はクリップでネットを支柱に固定した構成を示す水平方向断面図である。

【図4】クリップの拡大図で、(A)は正面図、(B)は平面図、(C)は右側面図、(D)は背面図である。

【考案を実施するための形態】

【0009】

本考案、幼令木保護ネット1の実施の形態を図面と共に次に説明する。

本考案、幼令木保護ネット1は、幼令木2を育成する際に、生長の途次害獣等の餌として幼令木2が食されて幼令木2の生長が望めないという事態が生ずることが無いよう、幼令木2をカバーして食害を防ぐために用いるものである。

【0010】

幼令木保護ネット1の構成は、苗木等の幼令木2を覆うネット3と、該ネット3をネット内部から支えネット3の倒伏を防ぐ支柱4と、支柱4にネット3を固定するクリップ等の固定部材5とよりなる。

【0011】

図3(A)に示す如く、ネット3は幼令木2を囲むことで幼令木2を害獣の食害から保護することが出来る。幼令木2を筒状に構成したネット3で囲い、ネット3を、ネット内に立てた支柱4で支えている。ネット3は袋織の手法により経糸6、緯糸7を用い筒状に織成され、経糸6方向の長さを幼令木保護ネット1の長さ(高さ)方向としている。

【0012】

図1(A)にネット3の一部を切除した状態の正面図を、同(B)にネット3の平面図をそれぞれ示す。ネット3の経糸6方向を幼令木保護ネット3の高さ方向に、ネット3の緯糸7方向を幼令木保護ネット3の耳部8を含む筒状体の周方向の長さとする。

ネット3は、図1(B)に平面図で示す如く、筒状に製織されたネット生地両端縁の耳部8,8が、全経糸6と全緯糸7とを用い、緯糸7を経糸6間に打ち込んだ一重の織物とし、左右の両耳部8,8間のネット3は表裏の生地3a,3bが重なった状態で製織された二重織地11とする。即ち、両耳部8,8間に渡っている緯糸7を2分し、両側端部に耳部8が位置する筒状体を構成する。

【0013】

筒状に製織されたネット3の両側縁の耳部8は、後述するクリップ等の固定部材5を筒状のネット3の内部に取り付けるため、筒状体のネット3の内外を反転し耳部8が筒状のネット3の内部に位置するように位置決めし、耳部8を固定部材5の取付用部材としている。

【0014】

前記ネット3は、図1(A)に示す如く、経糸6と緯糸7とを用いて筒状に製織される。その全織幅L1の両側縁部分の緯幅L2に相当する耳部8の全経緯糸を用いて一重の生地を製織し、前記両耳部8,8間の生地は、経糸6と緯糸7を共に2分して2組の経糸6

10

20

30

40

50

と緯糸 7 とによって 2 枚の二重織生地を製織する。

【 0 0 1 5 】

本考案、幼令木保護ネット 1 の使用の態様を次に説明する。

本考案幼令木保護ネット 1 の使用の状態を図 3 に示す。本考案幼令木保護ネット 1 は、筒状体をなし、保護すべき幼令木 2 を囲って保護する筒状体のネット 3 と、前記ネット 3 で幼令木 2 を囲ったときにネット 3 の起立を固定する支柱 4 と、支柱と前記ネット 3 とを固定するクリップ等の固定部材 5 とよりなり、先ず、幼令木 2 を囲って筒状のネット 3 を配し、ネット 3 の内部位置で前記耳部 8 に重なる位置に支柱 4 を立てる。そして支柱 4 を前記耳部 8 に巻き込み固定すると共に、その外部からクリップ等の固定部材 5 で支柱 4 とネット 3 とを一体に挟持し、耳部 8 を支柱 4 に巻き付け固定する。

10

【 0 0 1 6 】

上記固定部材 5 は、一例として図 4 に示す如きものがある。全体構成として本体部分が平面視 C 字形をなし、先端の開口部分が弾性を有して開閉出来、使用時に C 字の開口内に耳部 8 と支柱 4 とを同時に挟み込んで固定している。従がって、幼令木 2 の生長により高さが種々ある場合でもそれぞれの幼令木 2 の高さに応じて支柱での支持高さを最高にすることが可能となる。

また、二重織地 1 1 を使用し、二重織地 1 1 が一重となっている部分の耳部 8 をクリップ等の固定部材 5 の固定位置としているために固定部材 5 がネット 3 の外部に位置することがなく、害獣に固定部材 5 が破損されることもない。

20

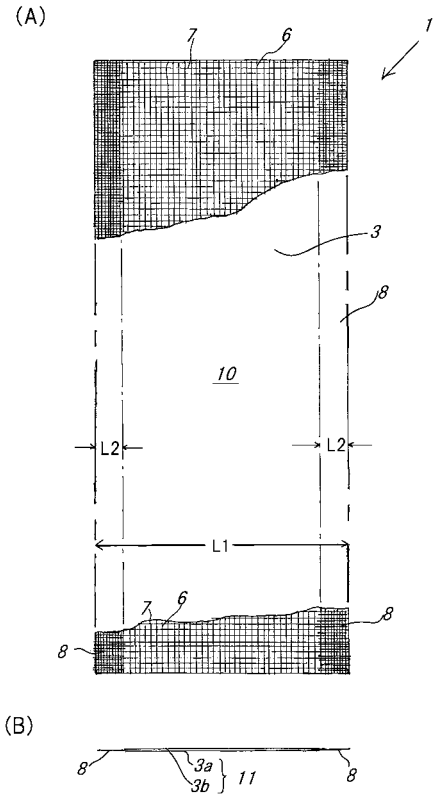
【符号の説明】

【 0 0 1 7 】

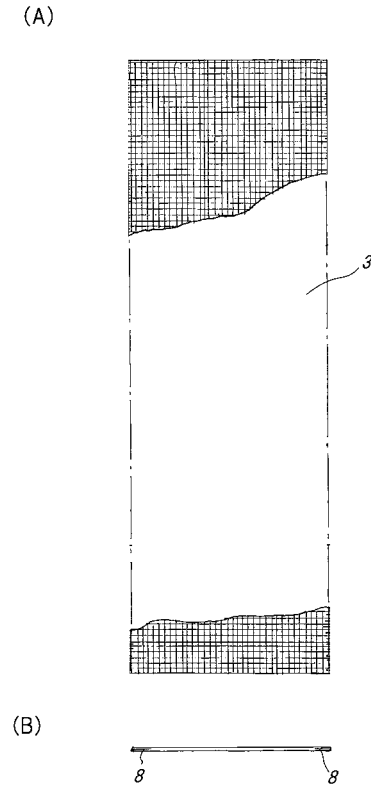
- 1 幼令木保護ネット
- 2 幼令木
- 3 ネット
- 4 幼令木保護ネット支持支柱
- 5 クリップ等の固定部材
- 6 経糸
- 7 緯糸
- 8 耳部
- 1 0 幼令木を囲う部位
- 1 1 二重織地

30

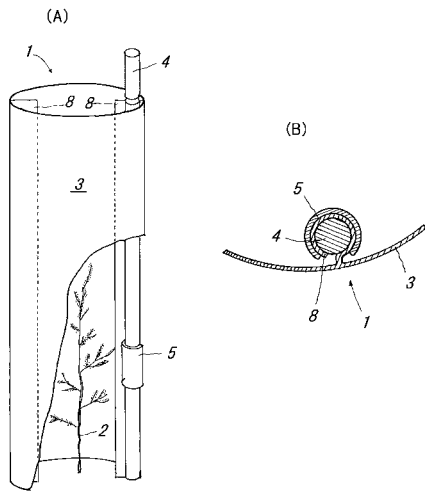
【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】



【 図 4 】

